㈣　山林所得に係る森林計画特別控除について、山林の伐採又は譲渡に係る収入金額が二、〇〇〇万円を超える者の二、〇〇〇万円を超える部分（改正前三、〇〇〇万円を超える者の三、〇〇〇万円を超える部分）の控除率を一〇パーセントとした上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第三〇条の二関係）

㈤　優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用対象に、国家戦略特別区域法の認定区域計画に定められている特定事業又はその特定事業の実施に伴い必要となる施設を整備する事業（これらの事業のうち、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資するものとして一定のものに限る。）を行う者に対する土地等の譲渡で、その譲渡に係る土地等がこれらの事業の用に供されるものを加えることとした。（租税特別措置法第三一条の二関係）

㈥　特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の一、五〇〇万円特別控除の適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第三四条の二、第六五条の四及び第六八条の七五関係）

㈦　上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税の特例等の対象となる上場株式等の範囲について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第八条の四、第八条の五、第九条の三、第九条の三の二及び第三七条の一一関係）

(1)　上場株式等の範囲に、特定受益証券発行信託の受益権で一定の公募により発行されたものを加える。

(2)　発行する社債が特定公社債となる金融商品取引業を行う法人の範囲から、第一種少額電子募集取扱業者を除外する。

㈧　特定口座開設届出書等の提出をする場合等の本人確認の方法について、本人確認書類を提示する方法に代えて、その提出者の署名用電子証明書その他の電磁的記録を送信する方法によることができることとした。（租税特別措置法第三七条の一一の三及び第三七条の一四関係）

㈨　市町村又は特別区から給付される次の給付金については、所得税を課さないこととした。（租税特別措置法第四一条の八関係）

(1)　住民基本台帳に記録されている者のうち平成二七年度分の市町村民税が課されていないものの等に対して給付される一定の給付金

(2)　児童手当法による児童手当の支給を受ける者等に対して給付される一定の給付金

㈩　特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の適用対象となる特定新規株式の範囲に、国家戦略特別区域法に規定する一定の株式会社により発行される株式で国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から平成三〇年三月三一日までの間に発行されるものを加えることとした。（租税特別措置法第四一条の一九関係）

2　法人課税

㈠　試験研究を行った場合の特別税額控除制度について、次のとおり見直しを行うこととした。（租税特別措置法第一〇条、第四二条の四及び第六八条の九関係）

(1)　試験研究費の総額に係る特別税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制について、特別税額控除の適用を受けることができる限度額を当期の税額の一〇〇分の二五（改正前一〇〇分の二〇）相当額に引き上げる。

(2)　特別試験研究費の額に係る特別税額控除制度について、青色申告書を提出する事業者の各事業年度において特別試験研究費の額がある場合には、次の金額の合計額の特別税額控除ができる措置とする。ただし、特別税額控除額については、当期の税額の一〇〇分の五相当額を限度とする。

イ　特別試験研究費の額のうち特別試験研究機関等と共同して行う試験研究又は特別試験研究機関等に委託する試験研究費の額の一〇〇分の三〇相当額

ロ　特別試験研究費の額のうち右記イ以外のものの一〇〇分の二〇相当額

なお、この措置の対象となる特別試験研究費の額には、試験研究費の総額に係る特別税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制における特別税額控除額の計算の基礎となった特別試験研究費の額を含めないこととする。

(3)　特別試験研究費の額の対象となる試験研究の範囲を見直す。

(4)　繰越税額控除限度超過額に係る特別税額控除制度及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る特別税額控除制度等を廃止する。

㈡　エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度におけるその取得価額から普通償却限度額を控除した金額まで特別償却（即時償却）ができる措置について、対象資産から太陽光の利用に資する機械その他の減価償却資産を除外した上、その適用期限を一年延長することとした。（租税特別措置法第一〇条の二、第四二条の五及び第六八条の一〇関係）

㈢　国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は特別税額控除制度について、継続的に実施されることが確保される一定の特定事業の用に供する建物等を貸付けの用に供した場合を特定事業の用に供した場合に加えることとした。（租税特別措置法第四二条の一〇及び第六八条の一四関係）

㈣　地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の創設（租税特別措置法第一〇条の四、第四二条の一二及び第六八条の一五の二関係）

青色申告書を提出する事業者で地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から平成三〇年三月三一日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画について認定を受けたものが、その認定の日から二年以内に、地方活力向上地域内において、その認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画に記載された地域再生法の特定業務施設に該当する建物等及び構築物で、一定の規模以上のものの取得等をして、その事業の用に供した場合には、その取得価額の一〇〇分の一五（その地方活力向上地域特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、一〇〇分の二五）相当額の特別償却とその認定の日が次の期間のいずれに含まれるかに応じそれぞれ次の金額の特別税額控除との選択適用ができることとした。ただし、特別税額控除額については、当期の税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とした。

(1)　地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から平成二九年三月三一日までの期間　その取得価額の一〇〇分の四（その地方活力向上地域特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、一〇〇分の七）相当額

(2)　平成二九年四月一日から平成三〇年三月三一日までの期間　その取得価額の一〇〇分の二（その地方活力向上地域特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、一〇〇分の四）相当額

㈤　雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度について、次のとおり見直しを行うこととした。（租税特別措置法第一〇条の五、第四二条の一二の二及び第六八条の一五の三関係）

(1)　青色申告書を提出する事業者で地域再生法の認定事業者であるものが、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から平成三〇年三月三一日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた場合のその認定を受けた日から二年以内の日を含む事業年度において、改正前の措置の適用要件のうち基準雇用者割合が一〇〇分の一〇以上であることの要件以外の要件を満たす場合で一定の事業を行っているときは、二〇万円（改正前の措置の適用要件の全てを満たす場合には、五〇万円）に地方事業所基準雇用者数（その地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って地方活力向上地域において整備した地域再生法の特定業務施設のみをその事業者の事業所とみなした場合における基準雇用者数をいい、基準雇用者数を上限とする。）を乗じて計算した金額の特別税額控除ができる措置を講ずる。ただし、特別税額控除額については、改正前の措置及び右記㈣の特別税額控除措置と合計して当期の税額の一〇〇分の三〇相当額を限度とする。